

## 昭和四十六年政令第三百号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令  
内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第一条第三項、第六条第一項及び第三項、第八条第一項、第十二条第二項、第十五条第一項、第二十一条第一項並びに第二十二条の規定に基づき、清掃法施行令（昭和二十九年政令第百八十三号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条—第二条の五）

第二章 一般廃棄物（第三条—第五条の十二）

第三章 産業廃棄物（第六条—第七条の十一）

第四章 廃棄物処理センター（第八条—第十三条）

第五章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十三条の二）

第六章 雜則（第十四条—第二十八条）

附則 第一章 総則

（特別管理一般廃棄物）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

一次に掲げるもの（国内における日常生活に伴つて生じたものに限る。）に含まれるポリ塩化ビフェニルを使用する部品

イ 廃エアコンディショナー

ロ 廃テレビジョン受信機

ハ 廃電子レンジ

一の二 廃水銀（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る。）

一の三 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

二 別表第一の一の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二条の四第六号、第七号及び第九号に掲げるものを除く。）

三 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第二条の四第六号、第七号及び第九号に掲げるものを除く。）

四 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二号並びに第二条の四第五号リ（6）、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

五 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第三号並びに第二条の四第五号リ（6）、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

六 別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二号並びに第二条の四第五号リ（25）、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

七 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第二条の四第五号リ（25）、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

八 別表第一の四第五号ル（25）、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

九 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二号並びに第二条の四第五号リ（6）、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

十 別表第一の三の項の中欄に掲げる廃棄物（第二号並びに第二条の四第五号リ（6）、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

十一 別表第一の四第五号ル（25）、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

十二 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二号並びに第二条の四第五号リ（6）、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

十三 別表第一の三の項の中欄に掲げる廃棄物（第二号並びに第二条の四第五号リ（6）、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

十四 別表第一の四第五号ル（25）、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

十五 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（国内において生じたものに限る。以下「感染性一般廃棄物」という。）

（産業廃棄物）

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞券取紙を使用して印刷発行を行ふものに限る。）

、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。）

二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品販賣業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

三 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獸畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第二号に規定する食鳥に係る固形状の不要物

四の二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獸畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第二号に規定する食鳥に係る固形状の不要物

五 ゴムくず

六 鉱さい

七 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）

八 及び陶磁器くず

九 鉛さい

十 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）

十一 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）

十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ 燃え殻（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号ワ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ロ 汚泥（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ（1）、第八号及び第十号、第三条第二号及び第三号へ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ハ 廉油（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハ及び別表第五を除き、以下同じ。）

二 廉酸（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）

ホ 廉アルカリ（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）

ヘ 廉プラスチック類（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ（5）を除き、以下同じ。）

ト 前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）

十三 燃え殻、汚泥、廉油、廉酸、廉アルカリ、廉プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するため処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

## (航行廃棄物)

**第二条の二** 法第一条第四項第二号の政令で定める船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物は、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の廃棄物とする。

## (携帯廃棄物)

**第二条の三** 法第二条第四項第一号の政令で定める本邦に入国する者が携帯する廃棄物は、入国する者の外国における日常生活に伴つて生じたごみその他の廃棄物（前条に規定する廃棄物を除く。）であつて、当該入国する者が携帯するものとする。

## (特別管理産業廃棄物)

**第二条の四** 法第一条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

## 一 廉油（燃焼しにくいものとして環境省令で定めるものを除く。）

二 廉酸（著しい腐食性を有するものとして環境省令で定めるものを除く。）

三 廉アルカリ（著しい腐食性を有するものとして環境省令で定めるものを除く。）

四 感染性産業廃棄物（別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物（国内において生じたものにあつては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。）をいう。以下同じ。）

## 五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。）

イ 廉ボリ塙化ビフェニル等（廉ボリ塙化ビフェニル及びボリ塙化ビフェニルを含む廃油をいう。以下同じ。）

ロ ポリ塙化ビフェニル汚染物（次に掲げるものをいう。以下同じ。）

(1) 汚泥（事業活動に伴つて生じたもの及び法第二条第四項第一号に掲げる廃棄物のうち日常生活に伴つて生じたもの（以下「事業活動等発生物」という。）に限る。）のうち、ポリ塙化ビフェニルが染み込んだもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

(2) 紙くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塙化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの

木くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塙化ビフェニルが染み込んだもの

繊維くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塙化ビフェニルが染み込んだもの

廃プラスチック類（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塙化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの

(6) 金属くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塙化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの

(7) 陶磁器くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塙化ビフェニルが付着したもの

(8) 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不

要物（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塙化ビフェニルが付着したものの

ハ ポリ塙化ビフェニル処理物（廉ボリ塙化ビフェニル等又はポリ塙化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）をいう。以下同じ。）

二 廉水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であつて、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）も下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第十三条の四の規定により指定された汚泥（以下「指定下水汚泥」という。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

及び当該指定下水汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ハ 第二条第八号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「鉛さい」という。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該鉛さいを処分するために対処したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ト 廉石綿等（廉石綿及び石綿が含まれ、又は付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの（輸入されたものを除く。）、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの（輸入されたものを除く。）及び輸入されたもの（事業活動に伴つて生じたものに限る。）であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）

**チ 第二条第十二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限るものとし、法第二条第四項第一号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたばいじんであつて集じん施設によつて集められたものを除く。次号、第七号及び第九号、第三条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじん」という。）であつて次に掲げるもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該ばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）**

チ 第二条第十二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限るものとし、法第二条第四項第一号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたばいじんであつて集じん施設によつて集められたものを除く。次号、第七号及び第九号、第三条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじん」という。）であつて次に掲げるもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該ばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

(1) ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、一・四ジオキサンを含むもの

(2) ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の三の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、水銀又はその化合物を含むもの

(3) ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、一・四ジオキサンを含むもの

(4) ばいじん（国内において生じたものにあつては、第七条第八号又は別表第三の五の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

(5) ばいじん（国内において生じたものにあつては、第七条第八号又は別表第三の六の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、第七条第八号若しくは第十三号の二又は別表第三の六の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、これらの号に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、六価クロム化合物を含むもの

(6) ばいじん（国内において生じたものにあつては、第七条第十三号の二又は別表第三の七の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、鉛又はその化合物を含むもの

(7) ばいじん（国内において生じたものにあつては、第七条第八号又は別表第三の八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、セレン又はその化合物を含むもの

(8) ばいじん（国内において生じたものにあつては、第七条第八号又は別表第三の九の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、砒素又はその化合物を含むもの

(6) ぱいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の九の項又は一〇の項に掲げ  
る施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、  
法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一〇の項  
に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、ダイオキシン類を含むもの  
次に掲げる廃油及び当該廃油を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適  
合しないものに限る。）

(1) 廃溶剤（トリクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別  
表第三の一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(2) 廃溶剤（テトラクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、  
別表第三の一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(3) 廃溶剤（ジクロロメタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第  
三の一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(4) 廃溶剤（四塩化炭素に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の  
一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(5) 廃溶剤（二・二・一ジクロロエタンに限るものとし、国内において生じたものにあつて  
は、別表第三の一五の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(6) 廃溶剤（一・一・一ジクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつて  
は、別表第三の一六の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(7) 廃溶剤（シスー・ニージクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものに  
あつては、別表第三の一七の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(8) 廃溶剤（一・一・一トリクロロエタンに限るものとし、国内において生じたものにあつて  
は、別表第三の一八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(9) 廃溶剤（一・一・二トリクロロエタンに限るものとし、国内において生じたものにあ  
つては、別表第三の一九の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(10) 廃溶剤（一・三・一ジクロロプロパンに限るものとし、国内において生じたものにあつて  
は、別表第三の二〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(11) 廃溶剤（ベンゼンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二  
一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(12) 廃溶剤（一・四・一ジオキサンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別  
表第三の二二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(13) 廃溶剤（一・四・一ジオキサンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別  
表第三の二三の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

(14) 廃溶剤（一・四・一ジオキサンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別  
表第三の二四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(15) 廃溶剤（一・四・一ジオキサンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別  
表第三の二五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(4) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二六の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、有機化合物を含むもの  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(5) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二七の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(6) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二八の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(7) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二九の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(8) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三〇の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(9) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三一の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(10) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三二の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(11) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三三の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(12) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三四の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(13) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三五の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(14) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三六の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(15) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三七の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(16) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三八の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

(17) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三九の項  
に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

- (18) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、一・三ージクロロプロペンを含むもの
- (19) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）を含むもの
- (20) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、二一クロロ一四・六一ビス（エチルアミノ）—s—トリアジン（以下「シマジン」という。）を含むもの
- (21) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、S—一四—クロロベンジル＝N・N—ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）を含むもの
- (22) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、ベンゼンを含むもの
- (23) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、セレン又はその化合物を含むもの
- (24) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、一・四—ジオキサンを含むもの
- (25) 汚泥（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除く。）、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、一・四—ジオキサンを含むもの
- 六 法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却施設（一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が二平方メートル以上の焼却施設であつて、環境省令で定めるものに限る。）において発生するばいじんであつて集じん施設によつて集められたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- 七 別表第三の一〇の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたばいじん（集じん施設によつて集められたものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。）又は燃え殻（これらに含まれるダイオキシン類の量がダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項の環境省令で定める基準を超えるものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するため処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- 八 別表第三の一〇の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じた汚泥（ダイオキシン類を含むものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該汚泥を処分するため処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）であつてダイオキシン類を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）であるばいじん（集じん施設によつて集められたものであつて、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）
- 九 燃え殻（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）であつてダイオキシン類を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- 十 汚泥（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）であつてダイオキシン類を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- 十一 汚泥（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）であつてダイオキシン類を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

## （廃棄物処理施設整備事業）

### 第二条の五 法第五条の三第一項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 地方公共団体が行う廃棄物の処理施設（公共下水道及び流域下水道を除く。第五号において同じ。）の整備に関する事業

二 法第十五条の五第一項の規定による指定を受けた廃棄物処理センター（以下「センタ」）といふ。が法第十五条の六の規定により行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業

三 広域臨海環境整備センターが広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第十九条第二号の規定により行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業

四 中間貯蔵・環境安全事業株式会社が中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第四号の規定により行うポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。の処理施設の整備に関する事業

五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業

六 前各号に掲げる事業に附帯する事業であつて、前各号に掲げる事業と一体となつてその効果を増大させるもの

## 第二章 一般廃棄物

### （一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

（1） 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

（2） 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないよう

に必要な措置を講ずること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。

ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに

悪臭が漏れるおそれのないものであること。

二 船舶を用いて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

ホ 石綿が含まれている一般廃棄物であつて環境省令で定めるもの（以下「石綿含有一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を行ふ場合には、石綿含有一般廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、

収集し、又は運搬すること。

ヘ 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。

（1） 積替えは、周围に匂いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示

（2） 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。

（3） 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにす

ること。

ト 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物が  
その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。  
チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限  
る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。  
リ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(イ) 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあ  
つては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

(ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の  
場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられて  
いること。

(2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散し  
ないよう次に掲げる措置を講ずること。

(イ) 一般廃棄物の保管に伴い污水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該污水による  
公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けると  
もに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(ロ) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた  
一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(ハ) その他必要な措置

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようによ  
ること。

ルヌ 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、トの規定の例によること。

法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画（次号ニにおいて「一般廃棄物処理計画」  
という。）に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合に  
は、その一般廃棄物の区分に従つて収集し、又は運搬すること。

二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再  
生に当つては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境  
大臣が定める方法により焼却すること。

ロ 一般廃棄物の熱分解（物を処分するため、燃焼を伴わずに加熱により分解することをい  
う。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解によ  
り廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行  
うこと。

ハ 一般廃棄物の保管を行つて再生するためには、前号リの規定によること。

二般廃棄物の保管を行つて再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生するこ  
と。

ホ し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生するこ  
と。

ヘ 特定家庭用機器一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、前号ヘの規定により  
再生し、又は処分すること。

チ 石綿含有一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 最終処分場（第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定  
の場所において、かつ、当該石綿含有一般廃棄物が分散しないようによること。

(2) 埋め立てる石綿含有一般廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないよう、その表  
面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

ヌ 石綿含有一般廃棄物を前号トの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物  
の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにするこ  
と。

ヌ 水銀処理物（第一条第一号の二に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（同条第一  
号の三の環境省令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。（2）及び（3）において  
同じ。）の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 水面埋立処分を行つてはならないこと。

(2) 水銀処理物（水銀の溶出についての基準であつて環境省令で定めるものに適合しないも  
のに限る。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で  
行うこと。

三 一般廃棄物の埋立処分に当たつては、第一号イ（ワに規定する場合にあつては、（1）を除  
く。）及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ 埋立処分は、次のように行うこと。

(1) 地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。

(2) 周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の処分の場所であることの表示がされている  
場所で行うこと。

ロ 一般廃棄物（ヌ（2）に規定する水銀処理物を除く。）の埋立処分を行う場合には、埋立  
処分の場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を  
防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずる  
こと。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める  
場合は、この限りでない。

ハ 埋め立てる一般廃棄物（熱しやすく減量十五パーセント以下に焼却したものを除く。）の一  
層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね  
五十センチメートル覆うこと。ただし、埋立地の面積が一万平方米メートル以下又は埋立容量  
が五万立方メートル以下の埋立処分（以下「小規模埋立処分」という。）を行う場合は、こ  
の限りでない。

二 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようによること。  
ホ 埋立処分を終了する場合には、ハによるほか、生活環境の保全上支障が生じないように當  
該埋立地の表面を土砂で覆うこと。

ヘ 凈化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽（同法  
第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二  
条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥及び屎  
の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、次のいずれかによること。

(1) し尿処理施設（浄化槽を除く。以下同じ。）において焼却し、又は熱分解を行うこと。  
(2) し尿処理施設において処理（焼却すること及び熱分解を行うことを除く。）（3）におい  
て同じ。）し、当該処理により生じた汚泥を含水率八十五パーセント以下にすること。

(3) し尿処理施設において処理し、当該処理により生じた汚泥を焼却設備を用いて焼却し、  
又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

ト 特定家庭用機器一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、前号ヘの規定により  
再生し、又は処分すること。

チ 石綿含有一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 最終処分場（第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定  
の場所において、かつ、当該石綿含有一般廃棄物が分散しないようによること。

(2) 埋め立てる石綿含有一般廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないよう、その表  
面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

ヌ 石綿含有一般廃棄物を前号トの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物  
の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにするこ  
と。

ヌ 水銀処理物（第一条第一号の二に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（同条第一  
号の三の環境省令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。（2）及び（3）において  
同じ。）の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 水面埋立処分を行つてはならないこと。

(2) 水銀処理物（水銀の溶出についての基準であつて環境省令で定めるものに適合しないも  
のに限る。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で  
行うこと。

- (3) 水銀処理物（(2) に規定するものを除く。）の埋立処分を行う場合には、口によるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう環境省令で定める必要な措置を講ずること。
- ル 第一条第二号又は第三号に掲げる廃棄物を第四条の二第二号ロの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにすること。
- ヲ 感染性一般廃棄物を第四条の二第二号ハの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにすること。
- ワ ばいじん（集じん施設によつて集められたものに限る。（以下この号において同じ。）若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの（以下この号において「ばいじん等」という。）の埋立処分を行う場合には、イからホまでによるほか、次によること。
- (1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。
- 四 一般廃棄物は、海洋投入処分を行つてはならないこと。
- (3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。
- 四 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)
- 第四条** 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。
- 一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- 二 受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。
- 三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。
- 四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。
- 五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。
- 六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないように行うこと。
- 七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。
- 八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。
- 九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。
- (1) 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）
- (2) 受託者（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあつては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

- (3) 水銀処理物（(2) に規定するものを除く。）の処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
- (4) 処分又は再生を開始する年月日
- 口 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。
- （特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）
- ル 第一条第一号若しくは第二号ハの規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。
- 一 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、口及びニの規定の例によるほか、次によること。
- イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。
- (1) 特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにするこ
- ト。
- (2) 特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 口 運搬車及び運搬容器は、特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ハ 運搬用パイプラインは、特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 二 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。
- ホ 第一条第一号若しくは第一号の二に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
- ヘ 第一条第一号若しくは第一号の二に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。
- ト 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号ヘ（2）及び（3）の規定の例によるほか、次によること。
- (1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に特別管理一般廃棄物の積替えの場所であることその他の環境省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。
- (2) 積替えの場所には、特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
- (3) (1) 及び (2) に定めるもののほか、当該特別管理一般廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。
- チ 特別管理一般廃棄物の保管は、特別管理一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。ただし、第一条第一号に掲げる廃棄物については、この限りでない。
- リ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、ト（2）及び（3）並びに第三条第一号リの規定の例によること。
- 二 特別管理一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、前号イ（1）並びに第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ 特別管理一般廃棄物の保管を行ふ場合には、前号ト（2）及び（3）並びに第三条第一号リの規定の例によること。

ロ 第一条第一号の二から第三号までに掲げる廃棄物の処分又は再生を行ふ場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

ハ 感染性一般廃棄物の処分又は再生を行ふ場合には、感染性一般廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

三 特別管理一般廃棄物は、埋立処分を行つてはならないこと。

四 特別管理一般廃棄物は、海洋投入処分を行つてならないこと。

（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第五条の三 法第六条の二第三項の規定による市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、第四条（第八号を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 受託業務に直接從事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。

二 受託者（非常災害時において当該受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合における当該委託に係る特別管理一般廃棄物にあつては、当該委託をしようとする者）が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な環境省令で定める措置を講ずることができる者であること。

三 委託契約には、受託者が前二号若しくは第四条第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなつたとき、又は受託者が受託業務を委託した者が前二号に定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

（事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

第四条の四 法第六条の二第七項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であつて、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

二 特別管理一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の更新期間）

第四条の五 法第七条第二項に規定する政令で定める期間は、二年とする。

（法第七条第五項第四号ニの生活環境の保全を目的とする法令）

第四条の六 法第七条第五項第四号ニに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

一 大気汚染防止法（昭和四十六年法律第九十一号）

二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

五 惡臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）

六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）

七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）

八 ダイオキシン類対策特別措置法

九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律（法第七条第五項第四号ト、又及びルの政令で定める使用人）

（法第七条第五項第四号ト、又及びルの政令で定める使用人は、申請者の使用者で、次に掲げるものの代表者であるものとする。）

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの（一般廃棄物処理業の許可の更新期間）

（一般廃棄物処理施設）

三 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上（焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

四 法第八条第一項の政令で定める一般廃棄物の最終処分場は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所（公有水面埋立地（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けた埋立地（以下「水面埋立地」という。）にあつては、主として一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）とする。（総覧等を要する一般廃棄物処理施設）

五 法第八条第一項の政令で定める一般廃棄物処理施設は、前条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。（大気環境基準の確保のための許可の基準の特例に係る施設等）

六 法第八条の二第二項の政令で定めるごみ処理施設は、第五条第一項に規定する焼却施設とする。

七 法第八条の二第二項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げるものとする。

八 法第八条の二第二項の政令で定める物質は、ダイオキシン類とする。

九 法第八条の二第二項の政令で定める基準は、ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準であつて、第一項又は第二項に規定する施設の過度の集中による生活環境への影響を勘案して環境大臣が定めるものとする。

（熱回収施設における一般廃棄物の処分等の基準）

一 一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）又は再生に当たつては、次によること。

イ 第三条第一号イ及びロ並びに第二号ハ、ニ、ヘ及びトの規定の例によること。

ロ 一般廃棄物を焼却する場合には、熱回収の効率性の観点から適切なものとして環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

二 特別管理一般廃棄物の処分又は再生に当たつては、第三条第一号イ及びロ、第四条の二第一号イ（1）及び第二号イからハまで並びに前号ロの規定の例によること。

（認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）

一 当該認定を受けた者は、当該認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。以下この条において同じ。）において熱回収を行わなくなつたとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（法第九条の三第一項等の政令で定める事項）

二 法第九条の三第二項（同条第九項（法第九条の三の二第二項の規定により読み替えて適用する場合及び法第九条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。第一号において同じ。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第九条の三第二項の規定による同条第一項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への総覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類

二 法第九条の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間  
 三 一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限  
 四 その他法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項  
 (法第九条の三の三第二項等の政令で定める事項)

**第五条の六の二** 法第九条の三の三第二項前段(同条第三項において読み替えて準用する法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第九条の三の三第二項(同条第三項において読み替えて準用する法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類

二 法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間  
 三 その他法第九条の三の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項  
 法第九条の三の三第二項後段の政令で定める事項は、一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限とする。

**第五条の七** 環境大臣は、法第九条の八第一項の認定又は同条第六項の変更の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

**第五条の八** 法第九条の八第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は当該認定に係る再生利用の用に供する施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開したときは、環境省令で定めることにより、その旨を環境大臣に届け出なければならない。  
 (認定証)

**第五条の九** 環境大臣は、法第九条の九第一項の認定又は同条第六項の変更の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。  
 (廃止の届出)

**第五条の十** 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

**第五条の十一** 環境大臣は、法第九条の十第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。  
 (休廃止等の届出)

**第五条の十二** 法第九条の十第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は当該認定に係る無害化処理の用に供する施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開したときは、環境省令で定めることにより、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

**第三章 産業廃棄物**  
 (産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

**第六条** 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したもの)を除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

二 産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イから二までの規定の例によるほか、次によること。

一 産業廃棄物の保管を行ふ場合には、第三条第一号チ及びリの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにしてること。

二 産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

三 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たつては、次によること。

四 産業廃棄物の保管を行ふ場合には、次によること。

五 第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によること。

六 産業廃棄物の保管を行ふ場合には、第三条第一号チ及びリの規定の例によること。

七 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たつては、次によること。

八 特定家庭用機器産業廃棄物(特定家庭用機器再商品化法第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち産業廃棄物をいう。次号カにおいて同じ。)の再生又は処分を行ふ場合には、第三条第二号への規定の例によること。

九 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行ふ場合には、次によること。

一〇 石綿含有産業廃棄物の保管を行ふ場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

一一 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であつて環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。

一二 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等(水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、腐酸、廃アルカリ又は鉱さいであつて、環境省令で定めるものをいいう。(2)において同じ。)の処分又は再生を行ふ場合には、次によること。

(1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないようによること。

(2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であつて、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行ふ場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。

(3) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行ふ場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ（ルに規定する場合にあつては、（1）を除く。）及びロ並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ 次に掲げる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下「安定型産業廃棄物」という。）以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。

（1）廃プラスチック類（自動車等破碎物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破碎に伴つて生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるもの（別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないようあるものを除く。）をいう。以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物で分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したがないものを除く。）をいう。以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

（2）第二条第五号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「ゴムくず」という。）

（3）第二条第六号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたもの（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

（4）第二条第七号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたもの（自動車等破碎物、廃プラスチック（側面部に限る。）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

（5）第一条第九号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。第七条第八号の二において「がれき類」という。）

（6）（1）から（5）までに掲げるもののほか、これらの産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物

ロ 埋立地（第三条第三号ロに掲げる措置が講じられていない埋立地に限るものとし、第七条第十四号イ及びハに規定する場所を除く。）において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、

安定期産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた安定期産業廃棄物の埋立処分を行う場合にあつてハ埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所（次に掲げる産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な産業廃棄物の処分の場所）であるとの表示がなされてい

る場所で行うこと。）

（1）燃え殻又はばいじん（第六条の五第一項第三号イ（1）に規定するものを除く。）であ

つて、別表第四の二の項から七の項までの第四欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

（2）燃え殻又はばいじん（第六条の五第一項第三号イ（2）に規定するものを除く。）であつて、別表第四の二の項から七の項までの第四欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

（3）汚泥（第六条の五第一項第三号イ（3）に規定するものを除く。）であつて、水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するた

めに処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであつて、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

（4）汚泥（第六条の五第一項第三号イ（4）に規定するものを除く。）であつて、別表第五の二の項から六の項まで、八の項及び二三の項の下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）並びに当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

（5）汚泥（第六条の五第一項第三号イ（5）に規定するものを除く。）であつて、シンアン化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであつて、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ニ ハ（1）から（5）までに掲げる産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

ホ ニに規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、第三条第三号ロの規定期の例によること。

ヘ 汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行い、又は含水率八十五パーセント以下にするこ

ト と。有機性の汚泥（公共下水道又は流域下水道から除去した汚泥であつて、消化設備を用いて消化したものの及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものを除く。以下同じ。）の水面埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

チ 汚泥（タールピッチ類を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

ヌ ゴムくずの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、若しくは切断し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行ふこと。

ヌ ル バいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するため処理したもの（埋立処分を行う場合には、ハからホまで及びタによるほか、第三条第三号ワ（同号イからホまでに係る部分を除く。）の規定の例によること。

ヲ 腐敗物（次に掲げるもののうち、熱しやすく減量十五パーセント以下に焼却したもの及びコンクリート固型化を行つたもの以外のものをいう。この号において同じ。）を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル（当該産業廃棄物のうち、おおむね四十パーセント以上が腐敗物であるものにあつては、おおむね五十分チメートル）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね五十センチメートル覆うこと。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。

（1）有機性の汚泥

（2）第二条第四号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「動植物性残さ」という。）

（3）尿（第二条第四号の二に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「家畜ふん尿」という。）

（4）第一条第十号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「動植物性残さ」という。）

（5）第一条第十号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「動植物性残さ」という。）

(6) 第二条第十一号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）  
 ワ 廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行つてはならないこと。

カ 特定家庭用機器産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、第三条第三号トの規定の例による

こと。

ヨ 石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) から(5)までに掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの

(2) 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表

面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

タ ハ(1)に規定する燃え殻若しくはばいじん若しくはばいじんを処分

するためには、(環境省令で定める基準に適合しないものに限り)、ハ(1)

に掲げるものを除く。又はハ(3)に規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するためには、(処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限り)の除外)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するも

のにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。

ソ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項まで及び二四の項の下欄に掲げる物質を含む

もの(環境省令で定める基準に適合しないものに限り)の処分又は再生(焼却

に規定するものを除く)又は当該汚泥を処分するためには、(処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限り)の除外)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める

場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定める

ところにより固型化すること。

レ ハ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するためには、(処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限り)の除外)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める

場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定める

ところにより固型化すること。

ツ 感染性産業廃棄物を第六条の五第一項第二号ハの規定により処分し、又は再生したことに

より生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める

基準に適合するものにすること。

ナ ネ 感染性産業廃棄物を第六条の五第一項第一号ニの規定による処分又は再生(焼却

することを除く)により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める

基準に適合するものにすること。

ラ ナ ポリ塩化ビフェニル汚染物の第六条の五第一項第二号ホの規定による処分又は再生(焼却

することを除く)により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める

基準に適合するものにすること。

ム ハ ポリ塩化ビフェニル処理物の第六条の五第一項第二号ヘの規定による処分又は再生(焼却

することを除く)により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める

基準に適合するものにすること。

ウ ハ ハからムまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しないこ

と。

四 産業廃棄物の海洋投入処分に当たつては、次によること。

イ 海洋投入処分は、次に掲げる産業廃棄物(国内において生じたものであつて、油分又は別表第三の三に掲げる物質の含有に関し環境省令で定める基準に適合するものに限りるものと

し、特別管理産業廃棄物であるものを除く)の船舶からの海洋投入処分に限り、行うこと

ができること。  
 (1) 次に掲げる汚泥

建設工事に伴つて生じた汚泥

(ロ) 別表第三の二に掲げる施設において生じた汚泥

(2) 別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた廃酸又は廃アルカリであつて、船舶

に積み込む際の水素イオン濃度指数を五・〇以上九・〇以下にしたもの

(3) 動植物性残さであつて、摩碎したもの

(4) 家畜ふん尿であつて、浮遊性のきよう雜物を除去したもの

ロ 産業廃棄物の海洋投入処分を行う場合には、第三条第一号イ及びロの規定の例によるこ

と。

五 前号イに規定する産業廃棄物であつても、埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる

場合には、海洋投入処分を行わないようすること。

六 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものであつて、法第二

条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するためには、(処理したものに限

る)の収集、運搬及び処分(再生を含む)の基準は、第三条の規定の例による。

(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第六条の二 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第六条の四までにおいて同じ。)

の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しない

うとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うこ

とができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれ

るものに委託すること。

三 輸入された廃棄物(当該廃棄物を輸入した者が自らその処分又は再生を行つものとして法第

十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入されたものに限り)の処分又は再生を委託しない

こと。ただし、災害その他特別な事情があることにより当該廃棄物の適正な処分又は再生が

困難であることについて、環境省令で定めるところにより、環境大臣の確認を受けたときは、

この限りでない。

四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含ま

れ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。

イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量

ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処

分又は再生の方針及びその処分又は再生に係る施設の処理能力

ナ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第十五条の四の

ホ 五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨

ホ 産業廃棄物の処分(最終処分(法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。)を除く)を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の

方法及び最終処分に係る施設の処理能力

ヘ その他環境省令で定める事項

五 前号に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存す

ること。

六 第六条の十二第一号、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十五号)第四条第一号又はプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律



- 省令で定める基準に適合しないものに限る。) 並びに当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- (5) 汚泥（国内において生じたものにあつては、別表第五の七の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたもの及び指定下水汚泥に限る。）であつて、シアン化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであつて、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- (6) 廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- (7) 鉛さいであつて別表第五の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）並びに当該鉛さいを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- 鉛さいを処分するためには、イ（1）から（7）までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下口と水と遮断されている場所で行うこと。
- ハ 口に規定する特別管理産業廃棄物の埋立処分を行いう場合には、第三条第三号ロの規定の例によること。
- ニ 第二条の四第一号に掲げる廃油及び同条第五号ヌ（1）から（12）までに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一項第三号チの規定の例によること。
- ホ 酸酸は、埋立処分を行つてはならないこと。
- ヘ 廃アルカリは、埋立処分を行つてはならないこと。
- 感性産業廃棄物は、埋立処分を行つてはならないこと。
- ト チ モリ塩化ビフェニル等の埋立処分を行いう場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるもの環境省令で定める基準に適合するものにすること。
- リ ポリ塩化ビフェニル汚染物の埋立処分を行いう場合には、あらかじめ、次のいずれかの方法により処理すること。
- (1) ポリ塩化ビフェニルを除去すること。
- (2) 焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを環境省令で定める基準に適合するものにすること。
- (3) ポリ塩化ビフェニル汚染物の材質、ポリ塩化ビフェニルの封入の状態等により（1）又は（2）によることが困難であると認められる場合には、環境大臣が別に定める方法で処理すること。
- ヌ ポリ塩化ビフェニル処理物の埋立処分を行いう場合には、リの規定の例によること。
- ル モリ塩化ビフェニル等の埋立処分を行いう場合には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより硫化し、及び固型化すること。
- ヲ 廃水銀等を処分するために処理したものの埋立処分を行いう場合には、次によること。
- (1) 廃水銀等を処分するために処理したものは、水面埋立処分を行つてはならないこと。
- (2) 廃水銀等を処分するために処理したものが、水によるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。
- ワ 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。
- (1) 大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。
- (2) 埋立処分は、最終処分場（第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該廢石綿等が分散しないように行うこと。

- 力 汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行いう場合には、第六条第一項第三号ヘの規定の例によること。
- ヨ 有機性の汚泥の水面埋立処分を行いう場合には、第六条第一項第三号トの規定の例によること。
- タ ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの埋立処分を行いう場合には、イからハまで、ソ及びネによるほか、第六条第一項第三号ル（同号ハから木まで及びタに係る部分を除く。）の規定の例によること。
- レ 腐敗物（次に掲げるものであつて、熱しやすく減量十五パーセント以下に焼却したもの及びコンクリート固化を行つたもの以外のものをいう。）を含む特別管理産業廃棄物の埋立処分を行いう場合には、第六条第一項第三号ヲの規定の例によること。
- (1) 有機性の汚泥
- (2) (1) に掲げる汚泥を処分するために処理したもの
- ソ イ（1）に規定する燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、イ（1）に掲げるものを除く。）又はイ（3）に規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、イ（3）に掲げるものを除く。）の埋立処分を行いう場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。
- ツ イ（5）に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、イ（5）に掲げるものを除く。）の埋立処分を行いう場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。
- ネ 第一条の四第五号リ（6）に掲げる廃棄物（別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたものを除く。）の埋立処分を行いう場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにすること。
- ナ 汚泥であつて別表第五の九の項から一二の項まで、一四の項及び二五の項の下欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた汚泥があつては、同表の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥であつてそれぞれこれらの項の下欄に掲げる物質を含むもの並びに指定下水汚泥であつて同表の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の下欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分を行いう場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにすること。
- ラ ホ、ヘ、力からタまで及びソからナまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物以外のものについては、適用しないこと。
- 四 特別管理産業廃棄物は、海洋投入処分を行つてはならないこと。
- ラ ホ、ヘ、力からタまで及びソからナまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物以外のものについては、適用しないこと。
- 四 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物（法第二条第四項第一号に掲げる廃棄物であるもの（ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。）及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物に限る。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、第四条の二の規定の例による。
- (事業者の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託の基準)
- 第六条の六 法第十二条の二第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。



- 四 廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）
- 五 廃油（廃ボリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次にいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）
- イ 一日当たりの処理能力が一立方メートルを超えるもの  
ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの  
ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 六 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、一日当たりの処理能力が五十立方メートルを超えるもの
- 七 廃プラスチック類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
- 八 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 一日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの  
ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 八の一 第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
- 九 別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- 十 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- 十一 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアノ化合物の分解施設
- 十一の二 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設
- 十二 廃ボリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- 十二の二 廃ボリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
- 十三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
- 十三の二 産業廃棄物の焼却施設（第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの  
ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 十四 産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの  
イ 第六条第一項第三号ハ（1）から（5）まで及び第六条の五第一項第三号イ（1）から（7）までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地を除く。）
- ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地を除く。）
- ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）
- （縦覧等を要する産業廃棄物処理施設）
- 第七条の二** 法第十五条第四項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、前条第三号、第五号、第八号、第十号の二及び第十一号の二から第十四号までに掲げるものとする。
- 第七条の三** 法第十五条の三の三第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 第六条第一項に規定する産業廃棄物（ロにおいて単に「産業廃棄物」という。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において同じ。）又は再生に当たつては、次によること。
- イ 第三条第一号イ及びロ、第五条の四第一号口並びに第六条第一項第一号ハ及びニの規定の例によること。

- ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
- (1) 第六条第一項第二号ロ（1）及び（2）の規定の例によること。
- (2) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に二十一を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようによること。
- 二 第六条第二項に規定する産業廃棄物の処分又は再生に当たつては、第五条の四第一号の規定の例によること。
- 三 特別管理産業廃棄物の処分又は再生に当たつては、次によること。
- イ 第三条第一号イ及びロ、第四条の二第一号イ（1）、第五条の四第一号ロ並びに第六条の五第一項第二号イからリまで（リ（3）を除く。）の規定の例によること。
- ロ 保管する特別管理産業廃棄物（当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する特別管理一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該特別管理一般廃棄物を含む。）の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に二十一を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようによること。
- （認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）
- 第七条の四** 第五条の五の規定は、法第十五条の三の三第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第五条の五中「同項」とあるのは、「法第十五条の三の三第一項」と読み替えるものとする。
- （産業廃棄物の再生利用の認定に関する読み替え）
- 第七条の五** 法第十五条の四の二第三項の規定により法第九条の八第八項及び第十項の規定を準用する場合には、同条第八項中「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の二第二項第一号」と、同条第十項中「前各項」とあるのは「第十五条の四の二第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。
- （再生利用に係る認定証等）
- 第七条の六** 第五条の七の規定は法第十五条の四の二第一項の認定又は同条第三項において読み替えて準用する法第九条の八第六項の変更の認定について、第五条の八の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について準用する。
- （産業廃棄物の広域的処理の認定に関する読み替え）
- 第七条の七** 法第十五条の四の三第三項の規定により法第九条の九第八項及び第十一項の規定を準用する場合には、同条第八項中「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の三第二項第一号」と、同条第十一項中「前各項」とあるのは「第十五条の四の三第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。
- （広域的処理に係る認定証等）
- 第七条の八** 第五条の九の規定は法第十五条の四の三第一項の認定又は同条第三項において読み替えて準用する法第九条の九第六項の変更の認定について、第五条の十の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者について準用する。
- （産業廃棄物の無害化処理の認定に関する読み替え）
- 第七条の九** 法第十五条の四の四第三項の規定により法第九条の十第九項の規定を準用する場合には、同項中「前各項」とあるのは、「第十五条の四の四第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第八条の四、第三項から第七項まで並びに第十五条第三項本文及び第四項から第六項まで」と読み替えるものとする。

(無害化処理に係る認定証等)

**第七条の十** 第五条の十一の規定は法第十五条の四の四第一項の認定について、第五条の十二の規定は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者について準用する。

(産業廃棄物の輸出の確認に関する読み替え)

**第七条の十一** 法第十五条の四の七第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定 読み替えられる字句

第十条第一項	第十条第二項
一般廃棄物	産業廃棄物
一般廃棄物処理基準	産業廃棄物処理基準
特別管理一般廃棄物	特別管理産業廃棄物
特別管理一般廃棄物処理基準	特別管理産業廃棄物処理基準
一般廃棄物	産業廃棄物

**第四章** 廃棄物処理センター

(法第十五条の五第一項の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるもの)

**第八条** 法第十五条の五第一項の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの三分の一以上を出資している法人

二 地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出している一般財團法人

(財産の管理及び処分)

**第八条の二** センターが法第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて建設する一般廃棄物の最終処分場(一般廃棄物による水面埋立てを行うものに限る。以下この章において同じ。)に係る財産の管理及び処分に関しては、公有水面埋立法、法その他の関係法律及びこれらに基づく命令の規定に従うほか、次に掲げる事項に配慮して適切に行うものとする。

一 暴風、高潮等による災害の発生の予防及び拡大の防止のために必要な措置を講ずること。

二 一般廃棄物の最終処分場の周辺地域における環境の保全に支障を及ぼさないこと。

三 一般廃棄物による水面埋立てにより造成される土地については、当該土地の適切な利用に資するよう良好な状態に維持すること。

(法第十五条の十二第二項の政令で定める期間)

**第九条** 法第十五条の十二第二項の政令で定める期間は、一般廃棄物の最終処分場に係る財産のうち埋立区域(公有水面埋立法第二条第二号の埋立区域をいう。以下同じ。)において造成された土地及びその上に存する機械その他の財産にあつては、センターがその業務を開始した日から、埋立区域について竣功認可の告示(同法第二十二条第二項の規定による告示をいう。以下同じ。)があつた日(埋立区域の一部について竣功認可の告示があつた場合における当該一部の埋立区域において造成された土地については、当該一部の埋立区域に係る竣功認可の告示があつた日)から起算して十年を経過する日(道路、緑地等の公共施設の用に供される土地及び一般廃棄物による水面埋立て又は当該造成された土地の維持、保存その他の管理の用に供される機械その他の財産であつて、環境大臣が指定するものについては、環境大臣が別に定める日)までとし、その他的一般廃棄物の最終処分場に係る財産にあつては、センターがその業務を開始した日から環境大臣が別に定める日までとする。

(法第十五条の十二第二項の政令で定める費用)

一般廃棄物の最終処分場に係る財産のうち土地に係る費用は、次のとおりとする。

一 地の所有者であつた者の負担するもの

二 土地以外の一般廃棄物の最終処分場に係る財産については、次に掲げる費用であつて当該土

産の所有者であつた者の負担するもの

当該土地の造成と併せて整備されるべき道路、緑地等の公共施設の整備に要する費用

ハ 当該土地の処分に要する費用

二 土地以外の一般廃棄物の最終処分場に係る財産については、次に掲げる費用であつて当該土

産の所有者であつた者の負担するもの

イ 当該財産の維持、保存その他の管理に要する費用  
ロ 当該財産の処分に要する費用

法第十五条の十二第二項後段の政令で定める費用は、前項第一号の土地については同号イ及び

ロに掲げる費用であつて当該土地の所有者の負担するものとし、同項第二号の財産については同

号イに掲げる費用であつて当該財産の所有者の負担するものとする。

(残余の額の分配)

**第十一条** 法第十五条の十二第二項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場(当該一般廃棄物の最終処分場が同時に産業廃棄物の最終処分場である場合を含む。以下同じ。)に係る財産のうち埋立区域において造成された土地について一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者(当該産業廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者を含む。以下この項において「建設費用等負担者」という。)に對して残余の額を分配する場合には、建設費用等負担者のうち当該土地の所有者であつた者(同条第二項後段の規定により評価が行われる場合にあつては、当該土地の所有者。以下この項において「土地所有者等」という。)の建設費用等負担額(一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要する費用を負担すべき者が負担した額をいい、当該費用に關しその者に対し交付された補助金をもつて負担した額を含む。以下この項及び次項において同じ。)であつて一般廃棄物の最終処分場に係るものの及び建設費用等負担者のうち土地所有者等以外の者の建設費用等負担額であつて一般廃棄物の最終処分場に係るものに応じて当該残余の額を分配するものとする。この場合において、当該土地所有者等以外の者に対する分配しようとする額が、当該土地について竣功認可の告示があつた時の当該土地所有者等以外の者の建設費用等負担額に係る施設の時価相当額(当該土地所有者と当該土地所有者等以外の者が共同負担している施設にあつては、当該土地所有者等以外の者の負担割合を当該時価相当額に乘するものとする。)を超えるときにおけるこれらの者に対する分配額は、当該土地所有者等以外の者に対する当該時価相当額とし、土地所有者等に對しては当該残余の額から当該時価相当額を控除した額とする。

法第十五条の十二第二項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場に係る財産のうち前項の土地以外の財産について一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者に対する残余の額を分配する場合には、当該財産に係る建設費用等負担額に応じて当該残余の額を分配するものとする。

3 前二項の規定により残余の額の分配を受けた者は、その分配に係る一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用に關し補助金が交付されている場合には、当該補助金の額に達するまで、その分配を受けた額に、当該補助金の額のその分配に係る一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用の額に対する割合を乗じて得た額を当該補助した者に分配するものとする。

(財産の評価額)

**第十二条** 法第十五条の十二第二項の一般廃棄物の最終処分場に係る財産の評価額の算定方法は、次とのおりとする。

一 土地については、近傍類地の取引価額、当該土地の造成又は取得に要した費用並びに当該土

地の位置、品位及び用途等を考慮して算定すること。

二 土地以外の一般廃棄物の最終処分場に係る財産については、当該財産の建設若しくは改良又

は取得に要した費用、減価償却費等を考慮して算定すること。

(都道府県が行う事務)

事務は、都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法の規定中この項本文に規定する事務に係る環境大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

## 第五章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更

**(指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地)**

**第十三条の二 法第十五条の十七第一項の政令で定める土地は、次のとおりとする。**

一 法第九条第五項(法第九条の三第十一項において読み替えて準用する場合を含む。)の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。の規定による改正前の産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第三項(同法第九条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条の二第三項において読み替えて準用する同法第九条第三項の規定による廃止の届出があつた産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

三 一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立地であつて、次のいずれかに該当するもの(前二号に掲げるものを除く。)の焼却

イ 繼続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であつて環境省令で定めるもの

ロ 環境省令で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたものの

**第六章 雜則**

**(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)**

**第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。**

一 農業、林業又は漁業を営むために必要な廃棄物の焼却

(指定有害廃棄物)

二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却

(指定有害廃棄物)

**第十五条 法第十六条の三の政令で定める廃棄物は、硫酸ピッチ(廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であつて、著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものをいう。)とする。**

(指定有害廃棄物の保管、収集、運搬、処分等に関する基準)

**第十六条 法第十六条の三第一号の規定による指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。**

一 排出された指定有害廃棄物が運搬されるまでの間の保管に当たつては、次によること。

イ 保管は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有する容器に収納して行うこと。

ロ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 周囲に囲いが設けられていること。

(2) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に指定有害廃棄物の保管の場所であることをその他指定有害廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ハ 保管の場所から指定有害廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに亜硫酸ガスが発散しないように次に掲げる設備を設けること。

(1) 汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備

二 亜硫酸ガスを処理するために必要な環境省令で定める設備

三 保管の場所には、指定有害廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

**ホ 保管する指定有害廃棄物の数量が、環境省令で定める数量を超えないこと。**

**二 指定有害廃棄物の収集又は運搬に当たつては、次によること。**

イ 収集又は運搬は、前号イの規定の例によるほか、指定有害廃棄物がその他の物と混合する

おそれのないよう、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。

ロ 運搬車は、指定有害廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに亜硫酸ガスが漏れるおそれな

いものとして環境省令で定める構造を有すること。

ハ 運搬用パイプラインは、指定有害廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。

二 指定有害廃棄物の積替えを行つ場合には、前号ニの規定の例によるほか、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に指定有害廃棄物の積替えの場所であることその他の環境省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。

ホ 指定有害廃棄物の保管は、指定有害廃棄物の積替え(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)を行つ場合には、前号ロからホまでの規定の例によること。

ヘ 指定有害廃棄物の保管を行つ場合には、前号ロからホまでの規定の例によること。

三 指定有害廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たつては、第一号ハの規定の例によるほか、次によること。

イ 指定有害廃棄物の処分又は再生は、環境大臣が定める焼却又は中和の方法により行うこと。

ロ 指定有害廃棄物の保管を行つ場合には、第一号イ、ロ、ニ及びホの規定の例によるほか、環境省令で定める期間を超えて保管を行つてはならないこと。

四 指定有害廃棄物は、埋立処分を行つてはならないこと。

五 指定有害廃棄物は、海洋投入を行つてはならないこと。

六 (有害使用済機器)

**第十六条の二 法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器(一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。)であつて、使用を終了し、収集されたもの(廃棄物を除く。)とする。**

一 ユニット形エアコンディショナー又は室内ユニットが掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)

二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

三 電気洗濯機及び衣類乾燥機

四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したもの)を除く。)

ロ ブラウン管式のもの

五 電動ミシン

六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具

七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具

八 ヘルスマーテーその他の計量用又は測定用の電気機械器具

九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具

十 フィルムカメラ

十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具

十二 ヘルシーフード、電子レンジその他の台所用電気機械器具(第二号に掲げるものを除く。)

十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(第一号に掲げるものを除く。)

十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(第三号に掲げるものを除く。)

十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具

十六 アドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具

十七 電気マッサージ器

- 二十九 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具

三十 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具

三十一 蛍光灯器具その他の電気照明器具

三十二 携帯電話端末、P.H.S. 端末その他の無線通信機械器具

三十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）

三十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具

二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具

二十六 パーソナルコンピュータ

二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具

二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具

二十九 電子書籍端末

三十 電子時計及び電気時計

三十一 電子楽器及び電気楽器

三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

（有害使用済機器の保管、処分等の基準）

第十六条の三 法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 有害使用済機器の保管に当たつては、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

（1） 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

（2） 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ロ 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

（1） 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対し当該囲いが構造耐力上安全であること。

（2） 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

（3） 有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

（4） その他環境省令で定める措置。

ハ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

二 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令で定める措置を講ずること。

ホ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

二 有害使用済機器の処分（焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、次によること。

イ 处分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようには次に掲げる措置を講ずる。

(1) 有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続して いる排水溝その他の設備を設けること。

(2) その他環境省令で定める措置  
ロ 処分又は再生に伴う騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。  
ハ 処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生することその他の環境

二 イから今までに掲げるもののほか、前条第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

六条の四 法第十七條の二第一項の規定による届出を行つた者は、当該届出に係る有害使用済

環境省令で定めるところに  
より、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

**七条** 法第二十条の二第一項に規定する廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者の登録」）

記載した申請書を事業場の所在地を管轄する都府県知事に提出しなければならない

一 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  
事務所又は事務場の所定地

一 廃棄物の再生に係る事業の内容  
事業の用に供する施設の種類、数量並びに廣告及び設備の概要

**廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料**  
前項の申請書には、事業場の図面その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

**登録** 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、廃棄物再生事業

の事実の月に付て、お詫びの件の事項は、お詫びの事項を除いて、登録しなければならない。

**九条** 都道府県知事は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより登録証明書を交付する。

変更の届出（登録を受けたごみ棄物再生事業者（以下「登録ごみ棄物再生事業者」）は、第十七

第一項第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、登録を受け

**二十一條** 登録廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。



	4	国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前
	5	三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
	4	法附則第四条第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。
第四条	5	(中間貯蔵を行うために必要な施設において廃棄物を保管する場合における廃棄物の収集又は運搬の基準の特例) 施設であつて環境省令で定めるものにおいて廃棄物を保管する場合においては、当分の間、第三条第一号チ、第四条の二第一号チ、第六条第一項第一号ホ(第三条第一号チの規定の例による部分に限る。)及び第六条の五第一項第一号ハの規定は、適用しない。
	附 則	(昭和四七年四月二四日政令第八二号) 抄
	1	(施行期日) 1 この政令は、公布の日から施行する。
	附 則	(昭和四七年六月一五日政令第二二五号) 抄
	1	(施行期日) 1 この政令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。
	附 則	(昭和四七年二月八日政令第四一六号) 抄
	1	この政令は、昭和四十八年四月一日から施行する。
	3 1	次の各号に掲げる国の補助金又は負担金で離島振興計画に係るもの(うち、昭和四十七年度の予算に係るもの(昭和四十八年度以降に繰り越されたものを含む。))についての国の補助割合又は負担割合については、なお従前の例による。
	3 1	三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の規定による補助金
	附 則	(昭和四八年二月一日政令第九号) 抄
	1	(施行期日) 1 この政令は、昭和四十八年三月一日から施行する。
	附 則	(昭和四九年一月一二日政令第三六三号)
	1	この政令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。
	附 則	(昭和五〇年一二月二〇日政令第三六〇号)
	1	この政令は、昭和五一年三月一日から施行する。
	附 則	(昭和五一年八月一四日政令第二一八号)
	1	この政令は、昭和五一年九月一日から施行する。
	附 則	(昭和五二年三月九日政令第二五五号) 抄
	(施行期日)	第一条 この政令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。
	(経過措置)	第二条 この政令の施行の際現に存する一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場については、適用しない。
	附 則	(昭和五五年一〇月三日政令第二五五号) 抄
	(施行期日)	第一条 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。
	附 則	(昭和五七年三月三〇日政令第五三号)
	1	この政令は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
	附 則	(昭和五七年三月三〇日政令第五三号)
	1	この政令は、昭和五十七年度の予算に係る国の補助により実施される処理施設の設置について適用し、昭和五十六年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で昭和五十七年度に繰り越されたものにより実施される処理施設の設置については、なお従前の例による。

	2 1	附 則 (昭和五八年三月二九日政令第三六号)
	2	この政令は、昭和五八年四月一日から施行する。
	2 1	改正後の附則第三条の規定は、昭和五八年年度及び昭和五十九年度の予算に係る国の補助並びに昭和五八年年度及び昭和五十九年度の歳出予算に係る国の補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されるものにより実施される処理施設の設置について適用し、昭和五七年度の歳出予算に係る国の補助で昭和五八年年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される処理施設の設置については、なお従前の例による。
	附 則	(昭和五八年四月二六日政令第九五号)
	(施行期日)	第一条 この政令は、昭和五九年四月一日から施行する。
	(経過措置)	第二条 建設業に係る木くず(工作物の除去に伴つて生じたものに限る。以下「建設木くず」といいう。)の埋立地であつてこの政令の施行の際現に存するものにおいて事業者が行う建設木くずの埋立処分については、第六条第一号ハの規定は、適用しない。
	第三条	この政令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第七条第一項若しくは第八項の許可を受け、又は同条第一項ただし書の規定に該当して建設木くずの収集、運搬又は処分を業として行うことができる者(法第十四条第一項ただし書の規定に該当することとなる者を除く。)は、この政令の施行の日から起算して一年を限り、当該業を事業の範囲とする法第十四条第一項又は第五項の許可を受けたものとみなす。
	第四条	この政令の施行前に行われた法第八条第一項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場であつて建設木くずの埋立処分の用に供されるものを、この政令の施行の際現に設置し、又はこの政令の施行後に設置しようとする者については、法第十五条第一項の規定は、適用しない。
	第五条	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則	(昭和六〇年五月一八日政令第一二七号) 抄
	3 1	この政令は、公布の日から施行する。
	第六条	第六条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令附則第三条の規定は、昭和六十年度の予算に係る国の補助及び昭和六十年度の歳出予算に係る国の補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
	附 則	(昭和六〇年八月一四日政令第一一四六号)
	3 1	この政令は、浄化槽法の施行の日(昭和六十一年十月一日)から施行する。
	附 則	(昭和六一年一〇月三一日政令第三三六号)
	3 1	この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)附則第一条第四号に定める日(昭和六十二年四月六日)から施行する。
	附 則	(昭和六二年九月一九日政令第一一六七号)
	3 1	この政令は、公布の日から施行する。
	附 則	(平成元年四月四日政令第一〇三号)
	3 1	この政令は、平成元年十月一日から施行する。
	附 則	(平成二年六月一九日政令第一一六七号)
	3 1	この政令は、平成二年十月一日から施行する。
	附 則	(平成四年六月二六日政令第二一八号) 抄
	(施行期日)	第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成四年七月四日)から施行する。
	第二条	第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「新廃棄物処理令」という。)第一条第二号に掲げる廃棄物については、平成七年三月三十一日までは、新

廃棄物処理令第四条の二第三号中「行つてはならないこと」とあるのは、「行つてはならないこと。ただし、第三条第一号イ及びロ並びに第三号イからホまでの規定の例により行う場合は、この限りでない」とする。

**第三条 改正法附則第三条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)。(以下「新廃棄物処理法」という。)**第十四条第一項若しくは第十四条の二第一項の許可を受けているものとみなされた者の当該許可に係る改正法の施行の日(以下「施行日」という。)後の最初の更新については、新廃棄物処理令第六条の六及び第六条の七の規定中「五年」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第九十五号)」の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可(当該許可に係る同条第五項の許可がある場合には、当該同項の許可)を受けた日から五年(平成元年七月三日以前に当該許可を受けた者については、平成四年七月四日から平成五年七月三日までの間において当該許可を受けた日に応当する日(当該許可を受けた日に応当する日がない月においては、その月の翌月初日)から一年」とする。

**第四条**その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者が、平成五年三月三十一日までに、その運搬又は処分若しくは再生を他人に委託した場合には、新廃棄物処理法第十二条の三及び第十二条の四の規定を適用しない。

**第五条**この政令の施行の際改正法第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧廃棄物処理法」という。)第十四条第一項又は第五項の許可を受けている者であつて、特別管理産業廃棄物に相当する廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができるものは、平成五年六月三十日までは、新廃棄物処理法第十四条の四第一項又は第四項の許可を受けないで、当該廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分をその範囲とする当該業を従前の例により引き続き営むことができる。その者が同日までに同条第一項又は第四項の許可を申請した場合において、同日を経過したときは、その申請について許可があつた旨の通知を受けた日又は許可をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

**第六条**新廃棄物処理令第三条第一号ニ(1)の規定(同号ヘ及び同条第二号ロ並びに第六条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号(1)において例による場合を含む。)、第三条第二号ニの規定及び第四条の二第一号ト(1)の規定(同号リ並びに同条第二号イ並びに第六条の四第一項第一号ロ及びニ並びに同項第二号ホにおいて例による場合を含む。)は、平成七年三月三十一日までは、適用しない。

**第七条**浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一項に規定する浄化槽に係る汚泥及び屎の埋立処分(水面埋立処分を除く。)については、平成七年三月三十一日までは、新廃棄物処理令第三条第三号ヘ(1)中「焼却する」とあるのは、「焼却し、又は消石灰を〇・五パーセント以上混入する」とする。

**第八条**この政令の施行の際現に存する埋立処分の場所であつて地中にある空間を利用する処分の方法による埋立処分を行うことができるものについて行う一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立処分については、新廃棄物処理令第三条第三号イ(1)(第六条の五第一項第三号において例による場合を含む。)又は第六条第一項第三号イの規定を適用しない。

**第九条**附則第五条の規定により従前の例によるものとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成五年一二月三日政令第三八五号)抄

**第一条**この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成五年十二月十五日)から施行する。

**附 則**(平成六年二月九日政令第二一一号)抄

1 この政令は、平成六年二月二十日から施行する。

3 この政令(附則第一項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**(平成六年九月二六日政令第三〇六号)抄

1 (施行期日)この政令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第四条の五及び第七条第十四号イの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の公布の際自動車(原動機付自転車を含む。)若しくは電気機械器具又はこれらのもの的一部の破碎に伴つて生じた廃プラスチック類、金属くず又はガラスくず等の埋立処分の用に現に供されている場所について、この政令の施行後行うこれらの産業廃棄物の埋立処分については、平成八年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ及びロの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 (施行期日)この政令は、平成八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 (施行期日)この政令は、平成九年四月一日から施行する。

2 (施行期日)この政令は、平成九年一月二七日政令第三三六号)抄

1 (施行期日)この政令は、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十九号)第二条及び附則第二項の規定の施行の日(平成八年十二月一日)から施行する。

2 (施行期日)この政令は、平成九年三月二十四日政令第五七号)抄

1 (施行期日)この政令は、平成九年四月一日から施行する。

2 (施行期日)この政令は、平成九年八月二九日政令第二六九号)抄

1 (施行期日)この政令は、平成九年三月二十四日政令第五七号)抄

1 (施行期日)この政令は、平成九年十二月一日から施行する。

2 (施行期日)この政令の施行の際現に改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(次項において「新令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設(改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(次項において「旧令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設を除く。以下「特定ごみ処理施設」という。)を設置している者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために特定ごみ処理施設を設置している市町村を除く。)は、当該特定ごみ処理施設について法第八条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この政令の施行の際現に新令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる産業廃棄物の焼却施設(旧令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げるもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成四年政令二百十八号)の施行前に設置された旧令第七条第十三号の二に掲げるものを除く。)を除く。以下「特定産業廃棄物焼却施設」という。)を設置している者は、当該特定産業廃棄物焼却施設について法第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前二項の規定により法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、この政令の施行の日から三月以内に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長とする。次項において同じ。)に届け出なければならない。

4 この政令の施行の際現に法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために特定ごみ処理施設を設置している市町村は、この政令の施行の日から三月以内に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出は、法第九条の三第一項の規定による届出とみなす。

**第三条** この政令の施行の際現に存する特定ごみ処理施設及び特定産業廃棄物焼却施設については、法第二十一条第一項の規定は、この政令の施行後一年間は、適用しない。

**附 則** (平成九年一一月一〇日政令第三五三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(以下この条において「改正法」という。)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十年六月十七日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令目次の改正規定、同令第二章中第五条の次に五条を加える改正規定(同令第五条の二及び第五条の三に係る部分を除く。)、同令第六条の八の改正規定(第十四条第九項ただし書)を「第十四条第十項ただし書」に改める部分に限る。)、同令第六条の改正規定(第十四条の四第九項ただし書)を「第十四条の四第十項ただし書」に改める部分に限る。)、同令第七条の二の改正規定、同令第三章中同条を同令第十項ただし書に改める部分に限る。)、同令第七条の二の改正規定(同令第七条の二に係る部分を除く。)及び同令第二十二条とする改正規定、第四条の規定、第六条の規定並びに第七条の規定改正法の施行の日(平成九年十二月十七日)

二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第四条の四及び第四条の七の改正規定  
平成十年四月一日

三 略  
四 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第一号ヘ及び第二号ロ、第四条の二第一号リ及び第二号イ、第六条第一項第一号ロ及び第二号ロ並びに第六条の四第一項第一号二及び第二号ホの改正規定  
平成十一年四月一日  
(経過措置)

**第二条** この政令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第七条第一項若しくは第四項若しくは第七条の二第一項の許可を受け、又は法第七条第一項ただし書き若しくは第四項ただし書の規定に該当して、新築木くず等(建設業に係る紙くず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。)、建設業に係る木くず(工作物の新築又は改築に伴つて生じたものに限る。)及び建設業に係る繊維くず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。)をいう。以下同じ。)の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる者(法第十四条第一項ただし書又は第四項ただし書の規定に該当することとなる者を除く。)は、この政令の施行の日から起算して一年を限り、当該業を事業の範囲とする法第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の二第二項の許可を受けたものとみなす。

**第三条** この政令の施行前に、新築木くず等の処分の用に供されるごみ処理施設のうち焼却施設又は一般廃棄物の最終処分場(次項において「新築木くず等処理施設」という。)について法第八条第一項の許可の申請を行つた者であつて、この政令の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、新築木くず等の処分の用に供される産業廃棄物処理施設について法第十五条第一項の許可の申請を行つたものとみなす。

2 この政令の施行前に、新築木くず等処理施設について法第八条第一項の許可を受けた者は、新築木くず等の処分の用に供される産業廃棄物処理施設について法第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

**第四条** この政令の公布の際廃プラスチック類(廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)又は廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第五の下欄に掲げる物質又は有るものとみなす。)

機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。)をいう。以下同じ。)であるものに限る。)、金属くず(廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管若しくは板であつて不要物であるもの又は廃容器包装であるものに限る。)又は同令第二条第七号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたもの(廃ブラン管(側面部に限る。)、廃石膏ボード又は廃容器包装であるものに限る。)の埋立処分の用に現に供されている場所について、この政令の施行後行うこれらの産業廃棄物の埋立処分については、平成十一年六月十六日までの間は、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号ロの規定にかかるらず、なお従前の例による。

**第六条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**附 則** (平成一一年五月二八日政令第一六一号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に収集、運搬又は処分(再生を含む。以下同じ。)が行われている第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「新廃棄物処理令」という。)第三条第二号ホに規定する特定家庭用機器・一般廃棄物又は新廃棄物処理令第六条第一項第二号ハに規定する特定家庭用機器・産業廃棄物についてこの政令の施行後行う処分については、平成十三年九月三十日までの間は、新廃棄物処理令第三条第二号ホ及び第三号ト並びに第六条第一項第二号ハ及び第三号カの規定にかかるらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成一一年九月三日政令第二六二号)  
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一一年一二月八日政令第四三四号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。  
2 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年三月一七日政令第六五号)  
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年三月二九日政令第一一〇号)  
(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年六月二日政令第一四三号)  
(経過措置)

1 この政令は、平成十二年年度以前の年度において国補助が行われ、当該国補助が平成十二年度以降の年度に繰り越されたごみ処理施設に係る国補助については、なお従前の例による。

2 平成十一年度以前の年度において国補助が行われ、当該国補助が平成十二年度以降の年度に繰り越されたごみ処理施設に係る国補助については、なお従前の例による。

中同条の前に一条を加える改正規定、第二条の規定、第四条中地方税法施行令第五十四条の十五の三の改正規定並びに第五条の規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二年六月七日政令第三三号) 抄

(施行期日) この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**第一 条** (平成二年七月二十四日政令第三九一号) 抄

(施行期日) 平成二年七月二十四日政令第三九一号抄

て法第八条第一項の許可の申請を行つた者であつて、この政令の施行の際許可又は不許可の処分を受けないものは、動物系固形不要物の処分の用に供される産業廃棄物処理施設について法第十五条第一項の許可の申請を行つたものとみなす。

2 この政令の施行前に、動物系固形不要物処理施設について法第八条第一項の許可を受けた者は、動物系固形不要物の処分の用に供される産業廃棄物処理施設について法第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

**第四条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成四年一月十七日政令第一号) 抄

(施行期日) 平成四年一月十七日政令第一号抄

**第一 条** (平成四年一月十七日政令第一号) 抄

(施行期日) 平成四年一月十七日政令第一号抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十六年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)  
第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成一六年九月二九日政令第二九三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成一七年一月六日政令第五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成一七年五月二七日政令第一八九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十七年六月一日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成一七年八月一五日政令第二七七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十七年九月一日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成一七年九月三〇日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成一七年九月三〇日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十七年十一月一日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成一七年九月三〇日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成一七年九月三〇日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十七年十一月一日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成一七年九月三〇日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十七年十二月一日から施行する。

(政令で定める市の長による事務の処理に関する経過措置)  
第三条 改正法附則第二条第一項の規定により都道府県知事がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなされた行為で、新廃棄物処理法施行令第二十七条又はこの政令による改正後のボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(以下この規定によりセンターに交付された場合における当該補助金が旧法第十五条の十一の規定によるものは「費用に関し補助金(その者に対し交付すべき補助金が旧法第十五条の十一の規定によりセンターに交付された場合における当該補助金を含む。以下この項において同じ。)」とする。

3 改正法附則第二条第二項の規定により都道府県知事に対してされた申請、届出その他の行為とみなされた行為で、新廃棄物処理法施行令第二十七条又は新措置法施行令第四条の規定により指定都市の長等が行うこととされた事務に係るものは、当該指定都市の長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。  
2 改正法附則第二条第三項の規定により都道府県知事に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなされた事項で、新廃棄物処理法施行令第二十七条又は新措置法施行令第四条の規定により指定都市の長等が行うこととされた事務に係るものは、当該指定都市の長等に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなす。

(施行期日)  
附 則 (平成一八年三月二七日政令第七〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成一八年三月三一日政令第一五四号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成一八年七月二六日政令第二五〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令目次の改正規定、同令第二章中第五条の十の次に二条を加える改正規定、同令第六条の二第二号及び第七条の六の改正規定並びに同令第三章中同条を同令第七条の八とし、同令第七条の五の次に二条を加える改正規定並びに附則第四条の規定は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十八年八月九日)から施行する。

(石綿含有産業廃棄物等の溶融施設に関する経過措置)  
第二条 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十二条第一号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設を設置している者は、当該処理施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律(次項において「法」という。)第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により法第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、この政令の施行の日から三月以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二十七条に規定する市にあつては、市長とする。)に届け出なければならない。  
第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十一の規定により補助金が廃棄物処理センターに交付された場合におけるこの政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(次条において「新廃棄物処理法施行令」という。)第十五条第一項の規定並びに附則第三条及び第五条の規定 平成十八年四月一日  
(残余の額の分配に関する経過措置)

(罰則に関する経過措置)

**第三条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年一〇月一二日政令第三三八号) 抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年三月二日政令第三九号)

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一九年九月七日政令第二八三号)

(施行期日) この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この政令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第七条第一項若しくは第六項の許可(法第七条の二第一項の変更の許可を含む。)を受け、又は法第七条第一項ただし書若しくは第六項ただし書の規定に該当して、物品貯蔵業に係る木くず等(物品貯蔵業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係る木くずをいう。以下同じ。)の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる者(法第十四条第一項ただし書又は第六項ただし書の規定に該当して物品貯蔵業に係る木くず等の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができることとなる者を除く。)は、この政令の施行の日から起算して一年を限り、当該業を事業の範囲とする法第十四条第一項又は第六項の許可を受けたものとみなす。

**第三条** この政令の施行前に、物品貯蔵業に係る木くず等の処分の用に供されるごみ処理施設(破碎施設又は焼却施設に限る。)又は一般廃棄物の最終処分場(次項において「物品貯蔵業に係る木くず等の処分の用に供されるごみ処理施設(破碎施設又は焼却施設に限る。)に係る木くずをいう。以下同じ。)の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる者(法第十四条第一項ただし書又は第六項ただし書の規定に該当して物品貯蔵業に係る木くず等の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができることとなる者を除く。)は、この政令の施行の日から起算して一年を限り、当該業を事業の範囲とする法第十四条第一項又は第六項の許可を受けたものとみなす。

**第四条** この政令の施行前に、物品貯蔵業に係る木くず等の処理施設について法第八条第一項の許可(法第八条第一項の許可を含む。)を受けた者は、物品貯蔵業に係る木くず等の処分の用に供される産業廃棄物処理施設について法第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

**第五条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一九年一一月二二日政令第三三九号) 抄

(施行期日) この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一〇月一六日政令第三二六号) 抄

(施行期日) この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

**第一条** この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二二年一二月二二日政令第二四八号) 抄

(施行期日) この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

**第一条** この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二二年一二月二二日政令第二四八号) 抄

(施行期日) この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

**第一条** この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二二年一二月二二日政令第二四八号) 抄

(施行期日) この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

**第一条** この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

**第二条** この政令の施行にかかるこの政令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(再生利用に係る変更の認定等に関する経過措置)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

**第三条** この政令の施行にかかるこの政令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(再生利用に係る変更の認定等に関する経過措置)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

**第四条** この政令の施行にかかるこの政令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(再生利用に係る変更の認定等に関する経過措置)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

**第五条** この政令の施行にかかるこの政令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(再生利用に係る変更の認定等に関する経過措置)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

にに関する法律(以下「新法」という。)第九条の八第六項(新法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により変更の認定を受けるべき事項に係るものに限る。)は、新法第九条の八第六項の規定による変更の認定の申請とみなす。

この政令の施行の際現に旧令第五条の五の規定による変更の認定の申請をしている者又は同条の変更の認定を受けている者がこの政令の施行後にした当該申請又は当該認定に係る変更(新法第九条の八第八項(新法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する変更に限る。)については、新法第九条の八第八項の規定は、適用しない。

この政令の施行の際現に旧令第五条の五の変更の認定を受けている者であつて、旧令第五条の変更の認定を受けるべき事項に係るものに限る。)の認定証の交付を受けていないものに対する認定証の交付については、なお従前の例による。

この政令の施行前に発生した事項につき旧令第五条の十(旧令第七条の五において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出について、なお従前の例による。

この政令の施行前に発生した事項につき旧令第五条の十二第二項(旧令第七条の七において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出について、なお従前の例による。

(産業廃棄物処理業等の許可の更新期間に関する経過措置)

**第五条** この政令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第十

四条第一項の許可を受けている者が、その許可の有効期間(同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。以下同じ。)の満了の日までの間に、環境省令で定めるところにより、この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「新令」という。)第六条の九第二号の基準に相当するものとして環境省令で定める旨の都道府県知事(指定都市の長等(新令第二十七条第一項に規定する指定都市の長等をいう。以下同じ。)の法第十四条第一

項の許可を受けている者にあつては、当該指定都市の長等)の確認を受けたときは、当該許可の有効期間は新令第六条の九の規定にかかわらず、七年とする。

2 前項の規定は、この政令の施行の際現に法第十四条第六項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前項中「同条第三項」とあるのは「同条第八項」と、「第六条の九」第2号」とあるのは「第六条の十一第二号」と、「第六条の九の」とあるのは「第六条の十一の」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、この政令の施行の際現に法第十四条の四第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、第一項中「同条第三項」とあるのは「第十四条の四第三項」と、「第六条の九第二号」とあるのは「第六条の十三第二号」と、「第六条の九の」とあるのは「第六条の十三の」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、この政令の施行の際現に法第十四条の四第六項の許可を受けている者について準用する。この場合において、第一項中「同条第三項」とあるのは「第十四条の四第八項」と、「第六条の九第二号」とあるのは「第六条の十四第一号」と、「第六条の九の」とあるのは「第六条の十四の」と読み替えるものとする。

(政令で定める市長による許可に関する経過措置)

**第六条** この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第十四条第一項の許可(以下この項において「市長許可」という。)を受けている者(改正法の施行後に改正法附則第二条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。)であつて、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。)の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第十四条第一項の許可又は法第十四条の二第一項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第十四条第二項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

2 この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第十四条の四第一項の許可(以下この項において「市長許可」という。)を受けている者(改正法の施行後に改正法附則第二条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。)であつて、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第十四条の四第一項の許可又は法第十四条の五第一項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第十四条第二項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

#### 附 則 (平成二十三年七月八日政令第二一五号)

この政令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成二十三年一二月一一日政令第三七六号) 抄

(施行期日) この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二十四年五月二三日政令第一四七号) 抄

(施行期日) この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

#### 附 則 (平成二十五年一月二三日政令第一二号) 抄

(施行期日) この政令は、平成二十五年六月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二十五年三月六日政令第四五号) 抄

(施行期日) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** この政令は、法の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二六年三月二六日政令第八〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成二六年一二月一九日政令第四〇七号) 抄

(施行期日) この政令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十二月二十四日)から施行する。

#### 附 則 (平成二七年一月一八日政令第二八号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成二七年七月一七日政令第二七五号) 抄

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

#### 附 則 (平成二七年一月一一日政令第三七六号) 抄

(施行期日) この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日から施行する。ただし、第二条第十二号イ、第三条第三号、第四条の二号ロ、第六条第一項第一号から第三号まで及び第六条の五第一項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定(同条第五号リ(1)を「同条第五号ヌ(1)」に改める部分及び「第二条の四第五号チ(6)を「第二条の四第五号リ(6)」に改める部分を除く。)並びに第七条、第七条の二及び第七条の三第三号イの改正規定並びに次条及び附則第四条の規定並びに附則第五条の規定(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)第五条第一項第十号の改正規定及び同項第十六号の改正規定(「第二条の四第五号ヘ」を「第二条の四第五号ト」に改める部分に限る。)を除く。)は、平成二十九年十月一日から施行する。

#### (廃水銀等の硫化施設に関する経過措置)

**第二条** 前条ただし書に規定する規定の施行の際現にこの政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設を設置している者は、当該処理施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律(次項において「法」という。)第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により法第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、前条ただし書に規定する規定の施行の日から三月以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二十七条第一項に規定する市にあつては、市長)に届け出なければならない。

#### (罰則に関する経過措置)

**第三条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成二七年一二月一一日政令第三七八号) 抄

(施行期日) この政令は、水銀に関する水俣条約(附則第四条において「条約」という。)が日本国について効力を生ずる日から施行する。

#### 附 則 (平成二七年一月一一日政令第三七九号) 抄

この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 附 則 (平成二七年一二月二日政令第三九九号) 抄

(施行期日) この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二八年二月一九日政令第四五号) 抄

この政令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成三〇年一月三一日政令第二三号) 抄

(施行期日) この政令は、法の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

1 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第  
六十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年三月二二日政令第五五号）抄

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第一条 この政令の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第四項において「廃棄物処理  
法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律又はボリ塩化ビフェニル廃棄物の  
適正な処理の推進に関する特別措置法（同項において「措置法」という。）（次項及び第三項にお  
いて「廃棄物処理法等」と総称する。）の規定により大牟田市の長がした許可、認可、指定その  
他の处分又は通知その他の行為（第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法  
律施行令（以下「旧廃棄物処理法施行令」という。）第二十七条第一項、第二条の規定による改  
正前の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（次項及び第三項において「旧建設  
資材再資源化法施行令」という。）第八条第四項又は第三条の規定による改正前のボリ塩化ビフェ  
ニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（以下「旧措置法施行令」という。）  
第八条の規定により大牟田市の長が行うこととされていた事務に係るものに限る。）は、福岡県  
知事がした許可、認可、指定その他の处分又は通知その他の行為とみなす。

2 この政令の施行の際現に廃棄物処理法等又は旧廃棄物処理法施行令の規定により大牟田市の長  
に対してされている申請、届出その他の行為（旧廃棄物処理法施行令第二十七条第一項若しくは  
第二項、旧建設資材再資源化法施行令第八条第四項又は旧措置法施行令第八条の規定により大牟  
田市の長が行うこととされていた事務に係るものに限る。）は、福岡県知事に対してされた申請、  
届出その他の行為とみなす。

3 この政令の施行前に廃棄物処理法等又は旧廃棄物処理法施行令の規定により大牟田市の長に対  
し報告、届出その他の手続をしなければならない事項（旧廃棄物処理法施行令第二十七条  
第一項若しくは第二項、旧建設資材再資源化法施行令第八条第四項又は旧措置法施行令第八条の  
規定により大牟田市の長が行うこととされていた事務に係るものに限る。）で、この政令の施行  
前にその手続がされていないものについては、これを、福岡県知事に対して報告、届出、提出そ  
の他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、廃棄物  
処理法等又は第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の規定を適  
用する。

4 この政令の施行前に廃棄物処理法又は措置法第十二条第一項、措置法第十五条において読み替  
えて準用する場合を含む。）の規定により大牟田市の長がした处分（旧廃棄物処理法施行令第二  
十七条第一項又は旧措置法施行令第八条の規定により大牟田市の長が行うこととされていた事務  
に係るものに限る。）についての廃棄物処理法第二十四条の二第二項又は措置法第二十六条第二  
項の規定による再審査請求については、なお従前の例による。

附 則（令和元年九月六日政令第八八号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年一一月一日政令第三四四号）抄

第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各  
号に定める日から施行する。

一 附則第一条の改正規定 公布の日  
別表第一（第一条、第二条の四関係）

一 第五条第一項に規定するごみ処理施設であつて、環境ばいじん（集じん施設によつて集められ  
たものに限る。以下この表において同じ。）に掲げる施設

二 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる施設を有する工場又は事業場

三 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる施設を有する工場又は事業場  
に掲げる施設を有する工場又は事業場

四 病院 診療所

ハ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項に規定する衛生検査所（）であつて、別表第一の下欄に掲げるも

ニ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設

ホ 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護療養院

四イ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

五ロ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

六メ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

七ソ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

八ハ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

九カ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

十ク 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

十一エ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

十二オ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

十三メ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

十四ソ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

十五カ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

十六ク 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

十七オ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

十八メ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

十九ソ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

二十カ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

二十一ク 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

二十二オ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

二十三メ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

二十四ソ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

二十五カ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

二十六ク 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

二十七オ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

二十八メ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

二十九ソ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

三十カ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

三十一ク 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

三十二オ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

三十三メ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

三十四ソ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

三十五カ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

三十六ク 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

三十七オ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

三十八メ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

三十九ソ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

四十カ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

四十一ク 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

四十二オ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、汚泥であつてダイオキシン類を含むものに限る。）

たものに限る。以下この表において同じ。）

ばいじん（集じん施設によつて集められ

る。以下この表において同じ。）

だいօキシն類の量がだいօキシն類対

策特別措置法第二十四条第一項の環境省

令で定める基準を超えるものに限る。）

だいօキシն類を含むものに限る。以下この表において同じ。）



九三	別表第五の一七の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	二十一 シマジン
四四	別表第五の一八の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	二十二 ベンゼン
四五	別表第五の一九の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	二十三 セレン又はその化合物
四五	別表第五の二〇の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	二十四 有機塩素化合物（ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビニル（共重合物を含む。）、ポリ塩化ビニリデン（共重合物を含む。）、ポリクロロブタジエン、ポリエチレン塩素化合物その他環境省令で定めるものを除く。）
四六	別表第五の二一の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	二十五 銅又はその化合物
四七	別表第五の二二の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	二十六 亜鉛又はその化合物
四八	別表第五の二三の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	二十七 フル化物
四九	別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	二十八 ベリリウム又はその化合物
五〇	別表第五の二五の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	二十九 クロム又はその化合物
五一	別表第五の二六の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	三十 ニッケル又はその化合物
五一	別表第五の二七の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	三一 バナジウム又はその化合物
五三	別表第五の二八の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	三二 フェノール類
五四	別表第五の二九の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	三三 一・四一ジオキサン
五五	別表第五の二五の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	別表第三の二（第六条関係）
五六	別表第五の二五の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	一 アミノ酸、核酸分解物若しくは有機酸若しくはこれらの塩類、エチルアルコール、酵素又はビタミン類（これらの中、農産物を原料として製造され、かつ、食用又は飲用に供することができるものに限る。）の製造業の用に供する分離施設（発酵液の分離に係るものに限る。）、イースト製造業の用に供する原料処理施設及び濃縮施設（さとうきびを原料とする砂糖の製造業の用に供する濃縮施設、蒸留酒製造業の用に供する蒸留施設並びに銅アンモニアレーヨン製造業の用に供するリンターの懸濁液又は蒸煮液の脱水施設
五七	別表第五の二五の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	二 ポーリキサイドを原料とする水酸化アルミニウムの製造業の用に供する洗浄施設及びろ過施設
五八	別表第三の三（第六条、第七条関係）	三 ボークサイトを原料とする水酸化アルミニウムの製造業の用に供する洗浄施設及びろ過施設
五九	別表第三の三（第六条、第七条関係）	四 別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設
六〇	別表第三の三（第六条、第七条関係）	五 别表第五の三の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設
六一	別表第三の三（第六条、第七条関係）	六 别表第五の五の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設
六二	別表第三の三（第六条、第七条関係）	七 别表第五の二二の項の中欄に掲げる施設において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設
六三	別表第三の三（第六条、第七条関係）	八 别表第五の二三の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設
六四	別表第三の三（第六条、第七条関係）	九 别表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設
六五	別表第三の三（第六条、第七条関係）	十 别表第五の二五の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設
六六	別表第三の三（第六条、第七条関係）	十一 别表第五の二六の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設
六七	別表第三の三（第六条、第七条関係）	十二 四塩化炭素
六八	別表第三の三（第六条、第七条関係）	十三 一・二一ジクロロエタン
六九	別表第三の三（第六条、第七条関係）	十四 一・一一ジクロロエチレン
七〇	別表第三の三（第六条、第七条関係）	十五 シスー・二一ジクロロエチレン
七一	別表第三の三（第六条、第七条関係）	十六 一・一・一トリクロロエタン
七二	別表第三の三（第六条、第七条関係）	十七 一・一・二トリクロロエタン
七三	別表第三の三（第六条、第七条関係）	十八 一・三一ジクロロプロパン
七四	別表第三の三（第六条、第七条関係）	十九 チウラム

一	一 水質汚濁防止令別表第一第二十六号イ、ロ及びホ、第二十七号イ、ロ、又及びル、第四十六号イ、ロ及び二、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十二号ニからヘまで、はその誘導品製造業の用に供するアセチレン精製施設（水銀を含有する触媒を使用するものに限る。）並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれら	二十 シマジン
二	二十一 チオベンカルブ	二十二 ベンゼン
三	二十三 セレン又はその化合物	二十四 有機塩素化合物（ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビニル（共重合物を含む。）、ポリ塩化ビニリデン（共重合物を含む。）、ポリクロロブタジエン、ポリエチレン塩素化合物その他環境省令で定めるものを除く。）
四	二十五 銅又はその化合物	二十六 亜鉛又はその化合物
五	二十七 フル化物	二十八 ベリリウム又はその化合物
六	二十九 クロム又はその化合物	三十 ニッケル又はその化合物
七	三一 バナジウム又はその化合物	三二 フェノール類
八	三三 一・四一ジオキサン	別表第四（第六条の五関係）
九	別表第三の二（第六条の五関係）	一 別表第五の一の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設
一〇	別表第三の二（第六条の五関係）	二 別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設
一一	別表第三の二（第六条の五関係）	三 别表第五の三の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設
一二	別表第三の二（第六条の五関係）	四 别表第五の五の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設
一二	別表第三の二（第六条の五関係）	五 别表第三の六価クロムの化合物
一三	別表第三の二（第六条の五関係）	六 别表第三のカドミウムの化合物
一四	別表第三の二（第六条の五関係）	七 别表第三のカドミウムの化合物
一五	別表第三の二（第六条の五関係）	八 别表第三のカドミウムの化合物
一六	別表第三の二（第六条の五関係）	九 别表第三のカドミウムの化合物
一七	別表第三の二（第六条の五関係）	一〇 别表第三のカドミウムの化合物
一八	別表第三の二（第六条の五関係）	一一 别表第三のカドミウムの化合物
一九	別表第三の二（第六条の五関係）	一二 别表第三のカドミウムの化合物

の施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設（下水道終末処理施設を除く。以下同じ。）	二 水質汚濁防止令別表第一第二十三号イ、ニからチまで、又及びルに掲げる施設（故紙をボリ塩主原料とするバルブ、板紙又は機械すき和紙の製造業の用に供するものに限る。）並びに化ビフ
第三十七号ホ及びタ、第四十三号、四十六号イ、ロ及びニ、第五十号、五十三号、第六五十八号（カドミウムを含有する電気用特殊陶磁器原料又はうわ薬原料の精製業の用に供するものに限る。）、第六十二号ホ及びヘ、第六十三号ハ及びホ、第六十五号、第六号ホ、第六十八号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設	第三 水質汚濁防止令別表第一第二十六号イ、ロ及びホ、第二十七号イ、ロ、又及びル、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第四十九号、第五十号、第五十三号、第六五十八号（鉛を含有する電気用特殊陶磁器原料又はうわ薬原料の精製業の用に供する合物の施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設
第五 水質汚濁防止令別表第一第二十六号ト（クロム媒染を行うものに限る。）、第二十二号ロ、第三十二号イ、ロ及びニ、第三十三号ハ及びホ、第六十五号、第六十六号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びに火薬製造業の用に供するトリニトロレゾルシン鉛製造施設並びにこれら	四 水質汚濁防止令別表第一第四十六号イ、ロ及びニ、第四十九号、第五十号並びに第七十号の二イに掲げる施設並びにこれら
一 水質汚濁防止令別表第一第二十六号イ、ロ及びニ、第三十二号ロからホまで、第三十三号ハ及びホ、第三十四号イからニまで、第三十七号イからハまで及びタ、第四十号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十三号ロ及びホ、第六十五号、第六十六号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれら	五 水質汚濁防止令別表第一第二十六号イ、ロ、又及びル、第三十二号ロからホまで、第三十三号ハ及びホ、第六十五号、第六十六号並びに第七十号の二イに掲げる施設並びにこれら
六 水質汚濁防止令別表第一第二十二号ロ、第二十四号、第二十七号イ、ロ、又及びル、第六十二号イ、ロ、ホ及びシアン化合物の用に供するものに限る。）並びに二、第三十三号ロ、ハ及びリ、第三十二号イ、ロ及びニ、第三十三号ロからホまで、第三十四号イからニまで、第三十七号イからハまで	六 六価クロム化合物
七 水質汚濁防止令別表第一第二十六号イ、ロ及びホ、第六十五号、第六十六号の三ハ並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれら	七 水質汚濁防止令別表第一第二十六号イ、ロ及びホ、第六十五号、第六十六号の三ハ並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれら

八 水質汚濁防止令別表第一第二十一号イ、二からチまで、又及びルに掲げる施設（トリアクロロエチレンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設	九 水質汚濁防止令別表第一第二十一号イ、二、第三十一号ハ、第三十二号ロ、第三十三号ホ、第三十四号イからニまで、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号ロ、第四十二号クロロエチレンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設
一 水質汚濁防止令別表第一第二十一号、第二十三号の二、第三十一号イ、第三十二号、第三十三号ロからニまで、リ及びス、第三十四号イからニまで、第三十七号イからハまで、第五十号、第六十六号、第六十七号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれら	一 水質汚濁防止令別表第一第二十一号、第二十三号の二、第三十一号イ、第三十二号、第三十三号ロからニまで、リ及びス、第三十四号イからニまで、第三十七号イからハまで、第五十号、第六十六号、第六十七号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれら
二 水質汚濁防止令別表第一第三十一号イ及びハ、第三十二号、第三十三号ロからホまで、リ及びス、第三十四号イからニまで、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十六号、第六十七号並びに第七十号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る。）並びに四塩化炭素による表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設	二 水質汚濁防止令別表第一第三十一号イ及びハ、第三十二号、第三十三号ロからホまで、リ及びス、第三十四号イからニまで、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十六号、第六十七号並びに第七十号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る。）並びに四塩化炭素による表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設
三 一 水質汚濁防止令別表第一第二十八号ホ、第三十二号、第三十三号ロからニまで、リ及びス、第三十七号イからハまで及びタ、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、リ及びス、第三十七号イからハまで、リ及びス、第三十四号、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十六号、第六十七号並びに第七十号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る。）並びに四塩化炭素による表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設	三 一 水質汚濁防止令別表第一第二十八号ホ、第三十二号、第三十三号ロからニまで、リ及びス、第三十七号イからハまで及びタ、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、リ及びス、第三十七号イからハまで、リ及びス、第三十四号、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十六号、第六十七号並びに第七十号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る。）並びに四塩化炭素による表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設
四 一 水質汚濁防止令別表第一第二十九号ホ、第三十二号、第三十三号ロからニまで、リ及びス、第三十七号イからハまで、リ及びス、第三十四号、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十六号、第六十七号並びに第七十号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る。）並びに四塩化炭素による表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設	四 一 水質汚濁防止令別表第一第二十九号ホ、第三十二号、第三十三号ロからニまで、リ及びス、第三十四号、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十六号、第六十七号並びに第七十号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る。）並びに四塩化炭素による表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設

設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設は事業場ごとに三種に分類され、監査告白には種々の規則が定められる。

は事業場において生じた汚泥、腐醸若しくは廃アルカリの処理施設

水質汚濁防止令別表第一第四十六号イ、ロ及びニ、第四十九号、第五十号並びに第七十チオベ  
一水質汚濁防止令別表第一第四十六号イ、ロ及びニ、第四十九号、第五十号並びに第七十チオベ  
一号の二イに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出され  
る水又はこれららの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは  
廃アルカリの処理施設

一號の一イに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出され  
ンカル

る水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくはブレンケワリの処理施設

一水質汚濁防止令別表第一第二十一号ハ、第二十三号リ及びル、第二十九号イ及びロ、第ベンゼン  
廢アカルリの処理施設

三十二号、第三十三号口から二まで、リ及びヌ、第三十四号、第三十七号イからハまで、ホからトまで、ヌ、オ及びタ、第四十一号、第四十六号イ、ロ及び三、第四十七号ロか  
ン

ら木まで、第五十号、第五十一号、第六十一号イ及びロ、第六十四号イ及びロ並びに第

七十一年の（イに掲げる施設 石油製品製造業の用に供する蒸留施設（ベンゼンの回収を行うものに限る。）、廃油の蒸留施設（ベンゼンの回収を行うものに限る。）並びにベン

ゼンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出され  
る水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃棄物若しくは

廃アルカリの処理施設

水質汚濁防止令別表第二十六号イからハまで及びホ、第二十七号イ、ロ、ヌ及びル、セレン  
第四十六号イ、ロ及び二、第五十号、第五十三号、第五十八号、第六十一号イ、ロ、ホ又はその

及びへ、第六十三号ホ、第六十五号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれらの化合物(直支ニオル二易告)は事務局、非占士レウコニッシュの直支ニオル二易告物

の施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設

一水質汚濁防止令別表第一第一号八、第三十三号イからニまで、リ及びス、第三十七一・四  
二号イからハまで、チ及びタ、第三十八号の二、第四十六号イ、コ及び二、第四十七号口  
三ジオ

から木まで、第五十号、第六十六号の二並びに第七十一号の二イに掲げる施設、廢油のキサン

表面処理施設並びに一・四-ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設並びにこれ蒸留施設(一・四-ジオキサンの回収を行うものに限る)、一・四-ジオキサンによる

若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場

著しくは宣美場においてもしかば涙涙原西著しくは原アハリの外邦語

五  
びこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、堿酸若しくは堿アルカリの処理施設

THE JOURNAL OF CLIMATE